

公 示 書

国土交通省共済組合寒地土木研究所支部が運営する食堂において、給食提供の営業を希望する業者の公募を次のとおり公示します。

令和7年10月28日

国土交通省共済組合

寒地土木研究所支部長 井上 勝伸



1 対象者

国土交通省共済組合寒地土木研究所支部の委託を受けて、寒地土木研究所において食堂の営業を希望する者

2 対象施設

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所

所在地 札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号

電話 011-841-1624

使用面積 116.64㎡

3 申請内容個別説明

食堂の営業を希望する方への申請内容等についての個別説明を、令和7年10月29日（水）から令和7年11月17日（月）までの土曜・日曜・休日を除く平日の9時から16時までの間、管理部管理課共済組合（011-841-1624 担当：野澤・平井）において行いますので、電話で日時を確認の上、必ず受けてください。

4 営業の条件等

別紙のとおり

5 申請資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している者ではないこと。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

6 提出書類

(1) 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（食堂）営業申請書

(2) 添付書類

- ① 会社等概要
- ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
- ③ 法人の場合：店舗別営業開始日一覧表
個人の場合：食堂等営業経験年数が確認できる書類（履歴書等）
- ④ 過去3年間の保健所からの指摘事項及び改善措置状況
- ⑤ 経営規模等調査票
- ⑥ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、
消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2又は3の3）
- ⑦ 法人の場合：商業登記簿謄本又は登記事項証明書（商業登記）
個人の場合：身分証明書（市町村発行）、調理師免許証（写し）、成年被後見・被
保佐人に「登記されていないことの証明書」（法務局発行）
- ⑧ 直近3年分の決算書
法人の場合：貸借対照表、損益計算書、利益処分書
個人の場合：決算等財務状態が確認できる書類
- ⑨ 提案書 詳細については個別説明時に説明します。
- ⑩ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑪ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況

7 申請書受付

受付期間：令和7年11月18日（火）まで（持参）

受付時間：土曜・日曜・休日を除く平日の9時～16時

受付場所：札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所 管理部管理課（2階）

8 委託業者の選定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、委託業者を決定します。

照会先：札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所 管理部管理課（2階）

電話 011-841-1624 担当 野澤・平井

営業条件

項目	営業条件
目的	職員の福利厚生増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスを提供し、職員及び来庁者の利便に資することを目的とする。
営業開始予定日	令和8年4月1日とする。 ただし、営業開始予定日を変更する場合は、事前に寒地土木研究所と協議すること。
営業日	「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。
営業時間	11:30～13:30 ただし、営業時間を変更する場合は、事前に寒地土木研究所と協議すること。
衛生管理等	経営に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。 また、衛生管理及び安全管理については、委託業者において全責任を負うものとする。
契約期間	契約期間は5年とする。 原則として、一度に限り更新することができる。
施設使用料	徴収しない。
光熱水料	施設等経営に係る光熱水料（基本料金を除く。）は、全額委託業者が負担する。
報告事項等	食堂経営委託契約書（案）による。
庁舎への出入り等	庁舎管理規程に従うものとする。
目的外使用等の禁止	使用を許可された施設等及び営業内容の第三者への譲渡、貸与、使用目的以外の使用は禁止する。 なお、使用を許可された施設等は、善良なる管理者の注意義務でこれを管理すること。
サービス方法	セントラルキッチン方式、ケータリング方式、デリバリー方式又はセルフサービス方式とする。 変更する場合は事前に寒地土木研究所と協議すること。
精算方法	精算方法（現金、券売機、電子マネー等）を提案すること。ただし、経費は委託業者の負担とする。
販売品目	米類を中心とする。米類については日替わり定食、カレーライス等を例とし、具体的には提案書によるものとする。 メニューについては事前に寒地土木研究所と協議すること。
提供価格	提供価格については、札幌市内の同種の食堂の価格と比較して過度に上回らない価格を基準とすることし、具体的には提案書によるものとする。 価格改定を行う場合は、事前に寒地土木研究所と協議すること。
備品類	食堂の厨房器具、テーブル及び椅子は、既存のものを貸与する。 その他運営上必要な備品類については、委託業者が用意することとし、備品類の修理は、原則として委託業者において行うものとする。

項目	営業条件
消耗品類	貸与する備品類以外の鍋、釜、食器類その他必要な消耗品については、委託業者が用意すること。
廃棄物の処理	発生した廃棄物の処理については、委託業者が責任をもって行うこと。
その他	施設の経営に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は委託業者が行うものとする。 従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は委託業者の責任において行うこと。 契約期間経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。 「国等による環境物品の調達に関する法律」における「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断基準」を満たすこと。また、同基本方針に係る「配慮事項」についても可能な範囲で配慮すること。 営業時間外において、職員から施設の使用申請があった場合は、業務に支障のない範囲で認めること。 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議することとする。